

日米同盟をより重視する安倍政権の防衛政策

～ 第166回国会（常会）における防衛論議～

外交防衛委員会調査室 おかどめ やすふみ ささもと ひろし
岡留 康文・笹本 浩

昨年9月に就任した安倍内閣総理大臣は、直後の所信表明演説において、世界とアジアのための日米同盟をより明確にする、外交と安全保障の国家戦略を政治の強力なリーダーシップにより迅速に決定できるよう、官邸における司令塔機能を再編・強化するとともに情報収集機能の向上を図る、日米同盟の基盤である信頼関係をより強固にするための官邸とホワイトハウスが常時意思疎通のできる枠組みを整備する、在日米軍の再編は、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力を挙げて取り組むことにより着実に進める、日米同盟がより効果的に機能し平和が維持されるようにするため集团的自衛権の研究を行うなどを表明した¹。これらの政策は小泉前政権の政策を継承・発展するものであるが、実際に行われた施策のうち国家安全保障会議への改組のための安全保障会議設置法改正案の提出、国家安全保障担当総理補佐官の任命及び集团的自衛権の研究のための有識者会議の設置は、安倍総理の強い意向が出たものである²。

本稿ではこれらのうち、米軍再編及び集团的自衛権問題を中心として、その他イラク人道復興支援特措法改正案及び防衛省設置法・自衛隊法改正案に関する第166回国会の論議を紹介する。

米軍再編特措法案

昨年5月に取りまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施するため、政府は、同月、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定したが、さらに本年に至り「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」（米軍再編特措法案）を取りまとめ、2月9日、常会（第166回国会）に提出した。

その主な内容は、再編の実施により負担が増加する自治体に対する再編交付金の制度化、特に負担の著しい市町村等の振興を図るための公共事業に関する補助率の特例等の設定、国際協力銀行の業務に関する特例などの措置、駐留軍等労働者に対する措置である。

同法案は3月23日に衆議院本会議で趣旨説明聴取・質疑を行い、安全保障委員会で審査された後、4月13日、本会議において与党（自民、公明）等の賛成多数で可決され参議院に送付された。参議院では、4月25日に本会議で趣旨説明聴取・質疑を行った後、外交防衛委員会において審査され、5月23日の本会議において、自民、公明などの賛成を得て成立した³。なお、参議院外交防衛委員会は再編実施に当たり地元住民・自治体の意見を十分尊重することなど6項目から成る附帯決議を行った。

(1)再編交付金

再編交付金は、在日米軍等の再編に伴って負担が増加することとなる市町村に対し、住

民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を対象に交付されるが、当該防衛施設が「再編関連特定防衛施設」として指定され、その所在する市町村等が「再編関連特定周辺市町村」に指定されていることが必要である。

質疑においては、再編関連特定防衛施設に指定されると想定される施設、交付の要件、具体的な交付対象事業等について質された。

再編関連特定防衛施設について防衛省は、法案成立後、防衛大臣が関係機関の長と協議を経て指定することとなるが、普天間代替施設が建設される予定のキャンプ・シュワブや原子力空母の交代が予定されている横須賀海軍施設などが候補である旨答弁した⁴。

交付額の算定方法を質された防衛省は、再編に伴う住民生活の安定に及ぶ影響の増加の程度等を考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況に応じて交付する⁵、「影響」の程度については、施設面積の変動、施設整備の内容、装備の更新、配備の状況、人員の変動などを点数化して交付水準を決めたいとしている⁶。

具体的な進捗状況の各段階については、市町村が受け入れた段階、環境影響評価に着手した段階、施設整備工事に着手した段階、再編が実施された段階、が考えられるとした⁷。

再編交付金は平成19年度防衛関係費に約51億円が計上されたが、この金額の積算根拠と交付金総額を明らかにするよう求められた。防衛省は51億円については、一定の積算を行っているが、具体的な交付額の算定の仕方は、法成立後に関連法令等を定め、その時点における再編の進捗状況等を勘案して確定する、現在関係市町村に理解・協力を求めている状況下で積算内容を明らかにすることは、無用の混乱を惹起しかねず、差し控えたいと答えた⁸。総額についても久間防衛大臣（大臣名はいずれも当時。以下、同じ。）は、市町村がどのような事業を考えるかによるので、現時点では分からないとした⁹。

進捗状況に応じた交付制度を導入した理由について久間大臣は、再編により負担の増加する市町村に対し、再編を円滑に実施することを目的に交付するものであることから、再編の実施に向けて事業が進捗した場合に交付額も増額する仕組みにすることとし¹⁰、再編に理解を示した市町村に交付するとした¹¹。さらに、この制度は原子力発電所整備のための電源立地地域対策交付金制度を参考にしたことを明らかにしている¹²。

具体的な事業について防衛省は当初、防犯カメラの設置などのソフト事業も対象とすることを考えているが、関係省庁とも協議の上、法律成立後、政令で定めることとしており、現時点では答弁できないとしていたが¹³、その後、道路等の交通施設、環境衛生施設、消防施設といった公共用の施設のほか、環境の保全に関する事業などの施設の整備以外の事業（いわゆるソフト事業）を想定していることを明らかにした¹⁴。

(2)国際協力銀行の業務の特例

在沖縄海兵隊のグアム移転に伴い、グアムに新たに整備される諸施設の経費102.7億ドルのうち、日本側が60.9億ドル負担することとなっている。このうち32.9億ドルは融資や出資により賄うこととされ、それらの業務等を国際協力銀行にも行わせるための特例等が設けられることとなっている。

これまでの駐留経費負担と異なり、米国内に整備する施設の経費を負担することについて、他国の例、日本が負担する法的根拠・理由などについて質された。他国の例について麻生外務大臣は、駐留米軍の国外移転に伴い、日本以外の同盟国が経費を負担した例を承知していないとした¹⁵。経費負担の法的根拠について久間大臣は、財政法上は海外に所在する外国政府の施設を我が国の予算で整備することを制限・禁止する明文の規定はないとし¹⁶、我が国が負担する理由については、在沖縄海兵隊の削減は、沖縄県民が強く要望してきたものであり、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍基地が集中する沖縄の負担をなるべく早期に軽減するために、我が国も応分の負担をすることとしたと説明した¹⁷。

日本側が出資や融資等で25.5億ドル負担することになっている家族住宅についてその戸数が3,500戸程度と考えられており¹⁸、これをもとに計算すると1戸当たりの経費が約73万ドル（約8,000万円）となることやグアムで最近落札された家族住宅の1戸当たりの経費が17.6万ドルであったことが明らかになり、積算が高額すぎるとの指摘が相次いだ。現時点の経費について久間大臣は、米国の積算を基準としたものであるが今後精査することになる、17.6万ドルという数字は今後の交渉の際に参考にするかと答弁した¹⁹。

また、出資や融資をした資金の回収は家賃や使用料により行うとしているが、回収期間について防衛省は、米国では事業期間はおよそ50年程度になるという事例があるので、今回の国際協力銀行の活用についても、返済期間としては50年程度になると考えていることを明らかにした²⁰。

国際協力銀行は政府系金融機関の改革の一環で、国際金融等業務は日本政策金融公庫に統合される予定であるが²¹、規模縮小を目指す改革方向に逆行するのではないかと質された。これに対し久間大臣は、長期にわたり建設・融資するのではなく、償還が長期に及ぶだけで改革方針に抵触しないと否定している²²。

(3)その他

昨年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」の承認以降、一定期間が経過したが、米軍の航空基地で実施されている訓練を本土の航空自衛隊基地で実施する「訓練移転」を除き、ほとんど進展が見られていない。特に、普天間飛行場の移設と厚木に所在する空母艦載機部隊の岩国基地移転は地元自治体の賛意を得られず、膠着状態に陥っている。

普天間飛行場の移設に関しては移設先である名護市が政府案（V字案）に対し修正を求めているが、地元の要望を踏まえ修正する可能性について問われた安倍総理は、V字案が一番いいと考えており、米側とも調整をある意味では終えている、V字案について沖縄の理解を得るべく努力をしていきたいと述べるにとどまった²³。

かつて3兆円とも報道されたことがある経費総額について問われた久間大臣は、グアム移転も普天間代替施設移設も全体設計ができておらず総額を出すことは困難と答弁した²⁴。

また、米軍再編に伴う我が国の防衛態勢の見直しについて質された久間大臣は、米軍の再編に合わせて我が国自身も役割、任務、能力について検討しなければならない時期に来ているが、厳しい財政状況の中、ミサイル防衛システムの導入や米軍再編に伴う経費負担などがあり遅れていることを認めたと²⁵。

集団的自衛権についての研究

総理就任前に集団的自衛権に関する政府見解の見直しを示唆していた安倍総理は²⁶、就任後初の所信表明演説において、「大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。」と表明した²⁷。その後、本年5月に有識者13名からなる「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(座長：柳井俊二前駐米大使。以下、「懇談会」という。)を発足させ、平時における公海上の米艦防護、米国に向かう弾道ミサイルの迎撃、国際的な平和活動の際の武器使用(駆けつけ警護)、武力の行使と一体化するものは憲法上許されないとする後方支援の在り方、の4つの類型について検討を指示した。同懇談会は今年の秋をめどに報告を取りまとめることとしている。

懇談会を設置した理由について安倍総理は、時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築することが必要であるとの問題意識の下、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理につき研究を行っているところであり、かかる研究を深める具体的な方策の一つとして、懇談会の設置を発表した、メンバーには、集団的自衛権の問題を含め、憲法との関係の整理につき、結論を予断することなく様々な観点から検討していただきたいと考えていると説明した²⁸。

平時における公海上の米艦防護についての従来の見解は、個別的自衛権あるいは武力の行使に至らない武器の使用の範囲内であれば認められるというものである。すなわち、米艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃と認められる場合は我が国として自衛権を行使することが可能な場合や、自己等防護や武器等防護のための武器使用の要件に該当した武器使用により結果的に米艦船に対する攻撃を防ぐ反射的效果を有する場合は防護が可能であるとしている²⁹。これに関連して久間大臣は、防衛出動下令後我が国を支援しようとした米艦船が米国内で攻撃が加えられた場合であっても近傍にいた自衛艦船は反撃できるとの見解を明らかにした³⁰。

米国に向かう弾道ミサイルの迎撃について内閣法制局は、一般論として、我が国に飛来する蓋然性のない、他国に向かう弾道ミサイルについては、それが他国に対する武力攻撃である場合には、我が国がそれを撃墜することは憲法上の問題が生じ得ると答弁した³¹。他方、久間大臣は、日本に対する武力攻撃発生後であれば集団的自衛権の話ではなく、防衛出動の延長線として考えられる、日本に対する武力攻撃がない場合は問題がまだ残っているが³²、日本に攻撃をしたら米国が反撃をするという前提に立って、先に米国に攻撃をする場合は、日本にとっても自衛権ととらえることができるのではないかと、という踏み込んだ見解を明らかにした³³。

懇談会のメンバーの大半が集団的自衛権の行使を認める立場であり、行使容認の懇談会報告を受け政府の解釈が変更されるのではないかとといった懸念が示された。一内閣による憲法解釈の変更について問われた内閣法制局は、一般論として、憲法をはじめとする法令

の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものは全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府の憲法の解釈は、このような考え方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであり、その扱いについては慎重でなければならないとの従来の答弁を繰り返した³⁴。

イラク人道復興支援特措法の延長

平成15年に成立したイラク人道復興支援特措法の期限は、4年間とされており、平成19年7月31日をもって期限を迎えることとなっていた。政府は、同法に基づく自衛隊による活動を継続することとし、同法の期限を2年間延長する改正案を国会に提出した。一方、民主党をはじめとする野党は、法の制定時よりイラクへの自衛隊派遣に反対の立場であり、法延長の是非を中心に論議が行われた。

(1)延長の理由

法の延長及び延長幅を2年間とした理由を質された安倍総理は、イラクの安定と復興は、国際社会共通の重要課題であり、我が国自身の国益にも直結するもので、我が国は、イラクの国づくりの努力を主体的に支援していく必要がある、また、マリキ・イラク首相等からも、航空自衛隊の空輸支援の継続要請が寄せられていると説明した上で、2年間延長する理由として、これらを踏まえ、イラクの復興努力に対する支援に腰を据えて取り組む姿勢を示し、航空自衛隊の輸送支援を継続的、安定的に続けるためと述べた³⁵。他方、久間大臣は、テロ対策特措法が期限を延長する際に2年間の半分の1年としており、イラク人道復興支援特措法においても、4年間の半分の2年としたとの見解を示した³⁶。

また、マリキ・イラク首相が、記者会見において航空自衛隊による支援活動は年内にも不要になり、日本に対して文民による支援を求めたとの報道があり³⁷、日本政府の見解と矛盾しているとの指摘がなされた。これに対して、麻生大臣は、イラク首相府に対し確認したところ、あくまで物事が順調に進めば近い将来にはイラクに多国籍軍がいる必要がなくなるという希望を述べたにすぎず、航空自衛隊の活動継続を求めるイラク政府の立場は変わっていないと釈明した³⁸。

(2)米国のイラク政策見直しと自衛隊の出口戦略

米国では、平成18年11月の米国議会中間選挙において、ブッシュ政権のイラク政策を批判した民主党が勝利したことを受け、翌19年1月10日にブッシュ大統領は、米軍の一時的増派、同年11月までに治安権限のイラク側への移譲を柱とした新政策を発表した。

安倍総理は、米国のイラク政策見直しに対して、イラクの安定化と復興に向けられた米国の決意が示されたものと認識しており、このような米国の努力が効果的に進められ、良い成果を上げることが期待するとの見解を示したが³⁹、野党からは、この機会にイラクから自衛隊の撤収や出口戦略を示すべきとの意見が相次いだ。

出口戦略について久間大臣をはじめとする関係閣僚は、当初、今後の空自部隊の活動に

については、イラクの政治状況、現地の治安状況、国連及び多国籍軍の活動や構成の変化等諸事情をよく見きわめつつ、イラク復興の進展状況等を勘案して判断するとの答弁を繰り返し具体的指標は示さなかったが⁴⁰、その後、塩崎内閣官房長官は、「例えば国連の活動に関しイラクの治安状況が大きく改善、安定し、多国籍軍ではなく文民たる国連職員が、イラク国内を陸路や商用機で安全かつ常時滞りなく移動可能となれば、終了の時期を考えるときではないか」との認識を示した⁴¹。

(3) 自衛隊の活動状況と情報公開

イラクにおける自衛隊の活動は、平成18年7月の陸上自衛隊部隊の撤収後、航空自衛隊のC-130輸送機によるクウェート - イラク間の輸送を実施している。航空自衛隊の輸送活動は、当初、人道支援物資の輸送と多国籍軍の人員・物資輸送であったが、18年9月からは国連の人員・物資にも拡大され、イラク北部のエルビルまで運航している。

この航空自衛隊の活動に関し、当初に比べて人道復興支援活動が減少し、多国籍軍の人員輸送等の安全確保支援活動の割合が増加し、「人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施する」とした基本計画を逸脱しているのではないかと指摘がなされた。これに対して久間大臣は、陸上自衛隊部隊の撤収後、人道復興支援活動の分野が減ったことは認められたものの、人道復興支援活動と安全確保支援活動は法律上パラレルになっており、どちらも実施できると説明し⁴²、また、多国籍軍も公共施設の再建といった復興支援活動に取り組んでおり、このための空輸は人道復興支援活動に当たるとの見解を示した⁴³。ただ、輸送の際に、いずれの活動を行っているかの確認はしていないことも明らかとなった⁴⁴。

また、法案審査のため航空自衛隊の活動状況の詳細について、政府に公表を求める質問が相次いだ。塩崎官房長官は、国民の理解と協力を得るため、可能な限り公表したいと考えるが、一方で、我が国及び国連等の要員の安全確保を考慮することも必要であり、公表と非公表の得失を不断に考え公表しているとし⁴⁵、久間大臣は、特に国連人員の輸送実績については、国連から非公表の要請があったことを明らかにした上で、おおむね四半期であれば安全に支障が生ずるリスクは許容できると判断したとし、3か月ごとの実績が公表された⁴⁶。輸送物資についても、防衛省は、詳細の公表は差し控え、国連の物資としては、事務用品やストーブ等、多国籍軍の物資としては、航空機部品、建設用機材、郵便、書籍等が例示されるにとどまった⁴⁷。

(4) 米国による対イラク武力行使

米国による対イラク武力行使及び米国のイラク政策の批判ともとれる閣僚の発言が相次いだことから⁴⁸、政府による対イラク武力行使支持について質疑が行われた。安倍総理は、イラクは、12年間にわたり累次の国連安保理決議違反を続け、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえなかったという認識のもと、政府としては、安保理決議に基づきとられた行動を支持したと従来の答弁を繰り返した⁴⁹。他方、対イラク武力行使の根拠である大量破壊兵器がなかったことに対しては、イラクの過去の大量破壊兵器使用の事実、国連査察団の未解決問題の指摘等から、武力行使開始当時、大量破壊兵器存在を信じられる理由があ

ったと説明している⁵⁰。

特に久間大臣は、1月の講演会で「核兵器がさもあるかのような状況でブッシュは（対イラク武力行使に）踏み切ったが、その判断が間違っていたのではないか」と発言したことから、政府の考えとの矛盾を繰り返し質されたが、政府は米国等による対イラク武力行使を支持しており、防衛大臣として政府の立場を支持、踏襲していると説明した上で、米国の武力行使に踏み切った判断が間違っていたと言ったわけではなく、その前提の核兵器を保有しているとの判断については間違っていたと発言しただけであると釈明した⁵¹。

(5) その他の支援

イラクに対しては、イラク人道復興支援特措法に基づく支援のほか、最大50億ドルのODAによる支援を表明、実施されている。今後のイラク支援の在り方について問われた岩屋外務副大臣は、イラクの本格的な復興のかぎを握っているのはインフラの復興であり、電力、運輸、石油等の分野の約16億ドルの円借款による支援の意図をイラク側に伝達しており、今後とも、イラク人の復興努力を我が国としてしっかり支援したいと述べた⁵³。

他方、イラクにおいて米軍等が実施しているPRT（地方復興支援チーム）への参加・支援の可能性についても質疑が行われたが、鈴木官房副長官は、米国からPRTへの関心について照会があったことは認めたものの、政府としては、円借款による支援を継続しつつ、PRTとの連携に取り組むとの方針を示すにとどまった⁵⁴。なお、PRTへの自衛隊の参加自体について、久間大臣は、PRTは治安維持活動が根底にあり、自衛隊が海外において治安維持活動をすることは難しい、ただ後方支援ができるかについては検討の余地はあると答弁した⁵⁵。

防衛省設置法・自衛隊法改正（防衛施設庁の廃止等）

防衛省は、平成18年に発覚した防衛施設庁入札談合等事件を受け、防衛施設庁を平成19年度中に廃止、その機能を防衛省本省の内部部局等に統合することとし、その規定の整備を主な内容とする防衛省設置法・自衛隊法改正案を国会に提出した⁵⁶。

改正案では、防衛施設庁の地方支分部局である地方防衛局については、新たに防衛省本省の地方支分部局である地方防衛局として改編されることとなった。この意義について問われた防衛省は、米軍再編等への実効的な対応が必要となり、地方公共団体等と緊密な関係を構築するために設置すると説明した⁵⁷。併せて、自衛隊地方協力本部との関係についても質問されたが、防衛省は同本部が従来から行っていた募集等の任務以外の広報等の分野については、地方防衛局と統制関係になり連携を図ることとなると説明した⁵⁸。

また、改正案では、不祥事の再発防止等のため、防衛省に防衛監察監を長とする防衛監察本部を設置することとしている。防衛監察本部の設置について、久間大臣は、防衛大臣直轄の特別の機関として設置し、既存の組織から独立した第三者的立場で全省庁的に厳格なチェックをできるものであるとその性格を説明している⁵⁹。長である防衛監察監の人事について、独立性、高い専門的知見を要することから、外部から登用すべきとの指摘がな

され⁶⁰、久間大臣は、検討中としながらもその方向で考えていきたいとの認識を示した⁶¹。他方、防衛監察本部の体制について、50名程度の規模とされていることから適切な監査実施に疑問が示されたが、防衛省は、必要になれば各部隊から人員を応援させ同本部が核とな⁶²って対応していくとの考えを示した。

テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動

平成13年11月以降、テロ対策特措法に基づき海上自衛隊の部隊は、インド洋において海上阻止活動に従事している米艦艇などへの給油を主とする協力支援活動等を実施している。同法は、平成15年に2年、17年及び18年にはそれぞれ1年の延長を行っており、現在の期限は平成19年11月1日までとなっている。

テロ対策特措法の再延長について質された鈴木内閣官房副長官は、延長後の期限が到来した段階で改めて立法府において、我が国の活動の必要性や内容について判断をいただくことになるとし延長の可能性を否定しなかつた⁶³。併せて、久間大臣は、海上阻止活動を今やめられる状況ではないとしつつも、一日も早くテロとの闘いを終わりたいとの認識を述べた⁶⁴。

また、米軍等が実施しているアフガニスタン国内における活動及びインド洋で実施されている海上阻止活動の法的根拠について、米国の自衛権行使として行っているのではないかとの疑問が示された。外務省は、アフガニスタン国内の活動について、9.11米国同時多発テロ直後は、タリバン政権を放逐するために自衛権を行使したが、現在は領域国であるカルザイ政権が行うべき治安維持活動を補うために、同政権の依頼・同意の下で米英軍が活動しているのが基本的性格であると説明した⁶⁵。海上阻止活動については、大量破壊兵器や麻薬等の拡散を防止しようとするものであり、米国は基本的には旗国の同意を得て行⁶⁶うと説明しており、武力の行使としての自衛権行使とは性格が異なるとの見解を示した。

1 第165回国会参議院本会議録第3号3-4頁(平18.9.29)

2 安全保障会議設置法改正案は、提出されたものの審査は行われていない。

3 民主党は、在日米軍再編の経費総額、再編交付金の交付に際し自治体の受け入れ表明を条件とすることの問題、在沖縄米海兵隊が米国に戻るための移転経費をわが国の税金で負担すること等について、問題点を解消するよう求めたが、政府からは、誠意ある回答は示されず、説明責任を果たしていない等の理由で反対した。共産党は、再編計画の全容、日本側の負担総額、グアム移転計画の全容、財政負担の具体的方法など、法案の骨格、基本にかかわる問題が何ら明らかにされていないこと、グアム移転は負担軽減ではなく米軍の戦略に基づくものであり、それらを巨額の税金で賄うことは許されないこと等を理由に反対した。社民党は再編は我が国及び極東の平和や安全の維持とは何ら関係がなく、グアム移転に伴う巨額負担は不要、交付金制度は自治体の同意を金で買うものなどの理由で反対した。

4 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第5号12頁(平19.3.29)

5 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第6号2頁(平19.4.3)

6 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第4号27頁(平19.3.27)

- 7 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第6号2頁(平19.4.3)
- 8 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第5号25頁(平19.3.29)
- 9 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第5号14頁(平19.3.27)
- 10 第166回国会衆議院本会議録第16号9頁(平19.3.23)
- 11 第166回国会衆議院本会議録第16号5頁(平19.3.23)
- 12 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第4号27頁(平19.3.27)
- 13 第166回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号11頁(平19.2.28)
- 14 防衛省「『駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案』関連照会事項に関する回答」(平19.4.11)
- 15 第166回国会衆議院本会議録第16号10頁(平19.3.23)
- 16 第166回国会衆議院本会議録第16号11頁(平19.3.23)
- 17 第166回国会衆議院本会議録第16号5頁(平19.3.23)
- 18 第164回国会衆議院外務委員会議録第12号11頁(平18.4.28)
- 19 第166回国会参議院予算委員会会議録第7号13-14頁(平19.3.9)
- 20 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第4号30頁(平19.3.27)
- 21 国際協力銀行は、政府系金融機関の改革により、平成20年10月に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構(新JICA)に、国際金融等業務は新政策金融機関(日本政策金融公庫)に承継されることとなっている。なお、今回の駐留軍再編促進金融業務は、国際金融等業務と見なされ、新政策金融機関に承継される。
- 22 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第4号30頁(平19.3.27)
- 23 第166回国会衆議院予算委員会議録第8号37頁(平19.2.14)
- 24 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第5号8頁(平19.3.29)
- 25 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第4号22頁(平19.3.27)
- 26 安倍総理は就任直前の昨年9月の記者会見で、「保持するが行使できない」としてきた集団的自衛権の政府見解について「新しい(憲法の)解釈があるのかどうかも含めて、検討するべきではないか」と語った(『朝日新聞』(平18.9.9))。
- 27 第165回国会参議院本会議録第3号4頁(平18.9.29)
- 28 第166回国会参議院本会議録第20号3頁(平19.4.25)
- 29 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第9号7頁(平19.5.15)
- 30 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第11号11頁(平19.5.18)
- 31 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第9号7頁(平19.5.15)
- 32 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第11号11頁(平19.5.18)
- 33 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第11号11頁(平19.5.18)
- 34 第166回国会参議院本会議録第28号5頁(平19.5.23)
- 35 第166回国会衆議院本会議録第25号4頁(平19.4.24)
- 36 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第6号20頁(平19.5.7)
- 37 『日本経済新聞』(平19.5.6)
- 38 第166回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号23頁(平19.6.7)
- 39 第166回国会衆議院本会議録第25号6頁(平19.4.24)
- 40 第166回国会衆議院本会議録第25号7頁(平19.4.24)
- 41 第166回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号14頁(平19.6.5)
- 42 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第8号6頁(平19.5.11)
- 43 第166回国会参議院本会議録第28号4頁(平19.5.23)

- 44 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第4号16頁（平19.4.26）
- 45 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第4号3頁（平19.4.26）
- 46 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第4号4頁（平19.4.26）
- 47 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第9号31頁（平19.5.14）
- 48 久間防衛大臣が、講演で、米国の対イラク戦開戦を間違っていたと批判（『朝日新聞』（平19.1.26））、麻生外務大臣は、講演でイラク戦争後の米軍の占領政策について「非常に幼稚」と指摘（『毎日新聞』（平19.2.4））したとされる。
- 49 第166回国会衆議院本会議録第25号10頁（平19.4.24）
- 50 第166回国会衆議院本会議録第25号10頁（平19.4.24）
- 51 第166回国会参議院本会議録第28号4頁（平19.5.23）
- 52 第166回国会参議院本会議録第28号5頁（平19.5.23）
- 53 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第2号11頁（平19.2.21）
- 54 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第5号4頁（平19.4.27）
- 55 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第5号4頁（平19.4.27）
- 56 その他、改正案には、自衛隊の統合運用充実のための陸・海・空自衛隊常設の「共同の部隊」の新設、中央即応集団に「中央即応連隊」を新設するための措置も規定されている。
- 57 第166回国会参議院本会議録第28号4頁（平成19.5.23）
- 58 第166回国会参議院本会議録第28号4頁（平成19.5.23）
- 59 第166回国会参議院本会議録第28号2頁（平成19.5.23）
- 60 本改正案に対し衆参両院で附帯決議が行われ、防衛監察監の外部登用を検討すべきとの項目がある。
- 61 第166回国会衆議院安全保障委員会議録第12号8頁（平19.5.24）
- 62 第166回国会参議院外交防衛委員会議録第15号16頁（平19.5.31）
- 63 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第5号3頁（平19.4.27）
- 64 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第5号3頁（平19.4.27）
- 65 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第8号13頁（平19.5.11）
- 66 第166回国会衆議院イラク人道復興支援活動特別委員会議録第8号13頁（平19.5.11）